

閉会中の調査事項について

委 員 会 名	調 査 事 項	調 査 期 間
総務文教常任委員会	・秘書に関すること。 ・議会及び行政一般に関すること。 ・文書及び法制に関すること。 ・情報公開及び個人情報保護に関すること。 ・統計調査に関すること。 ・防災及び危機管理に関すること。 ・組織及び職員定数に関すること。 ・職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 ・税の賦課徴収に関すること。 ・債権の調査及び徴収に関すること。 ・消防に関すること。 ・総合計画及び新市建設計画に関すること。 ・重要政策の立案及び調整に関すること。 ・事務管理に関すること。 ・広域行政に関すること。 ・行政改革の推進に関すること。 ・合併に係る調整事項に関すること。 ・総合教育会議に関すること。 ・予算その他財務に関すること。 ・市有財産に関すること。 ・情報処理及び情報化に関すること。 ・市立大学に関すること。 ・地域づくりに関すること。 ・市民活動に関すること。 ・国際交流に関すること。 ・人権及び男女共同参画に関すること。 ・シティセールスに関すること。 ・観光に関すること。 ・広報に関すること。 ・文化に関すること。 ・スポーツに関すること。 ・入札及び検査に関すること。 ・教育に関すること。 ・選挙事務に関すること。 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。 ・市役所庁舎改修事業に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症に関すること（総務文教常任委員会所管部分に限る。）。 ・地域交流センターに関すること。 ・LABVに関すること。 ・地域運営組織に関すること。	令和7年10月9日まで継続して閉会中調査する。

民生福祉常任委員会	・戸籍及び住民記録に関すること。 ・支所及び出張所に関すること。 (民生福祉常任委員会所管部分に限る。) ・防犯及び再犯防止に関すること。 ・交通安全に関すること。 ・広聴に関すること。 ・消費生活に関すること。 ・廃棄物の減量及び処理に関すること。 ・環境保全及び公害防止に関すること。 ・火葬場に関すること。 ・空き家等の適正管理及び利活用に関すること。 ・証明書コンビニ交付に関すること。 ・マイナンバーカードに関すること。 ・成年後見制度の利用促進に関すること。 ・環境衛生に関すること。 ・健康福祉行政の総合調整に関すること。 ・社会福祉に関すること。 ・福祉事務所に関すること。 ・国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金 に関すること。 ・健康増進に関すること。 ・介護保険に関すること。 ・在宅介護者支援に関すること。 ・保健衛生に関すること。 ・保育所に関すること。 ・子育て支援に関すること。 ・障害者・高齢者福祉に関すること。 ・スマイルエイジングに関すること。 ・児童館に関すること。 ・児童クラブに関すること。 ・福祉センターに関すること。 ・高齢者福祉優待バス乗車証に関すること。 ・病院経営に関すること。 ・地域医療に関すること。 ・在宅医療介護連携に関すること。 ・急患診療に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症に関すること (民生福祉常任委員会所管部分に限る。)	〃
-----------	--	---

産業建設常任委員会	・ 商業及び工業に関すること。 ・ 企業立地に関すること。 ・ 労政に関すること。 ・ 公共交通に関すること。 ・ 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。 ・ 卸売市場に関すること。 ・ 小型自動車競走事業に関すること。 ・ 道路及び橋^{りょう}梁^{りやう}に関すること。 ・ 河川及び港湾に関すること。 ・ 都市計画に関すること。 ・ 駐車場事業に関すること。 ・ 都市開発に関すること。 ・ 公園及び緑地に関すること。 ・ 下水道及び農業集落排水に関すること。 ・ 建築及び住宅に関すること。 ・ 水道事業に関すること。 ・ 新型コロナウイルス感染症に関すること (産業建設常任委員会所管部分に限る。) ・ 有害鳥獣対策に関すること。	〃
議 会 運 営 委 員 会	・ 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事件及び議長の諮問事項に関すること。	〃